

1 - 3 加古川流域委員会設立準備会議 運用規定(案)

(名称)

本会は「加古川流域委員会設立準備会議(以下「準備会議」という。)」と称す。

(目的)

本会議は、姫路河川国道事務所が流域委員会発足のための準備として、流域委員会の「委員構成」「運営のあり方」等審議し、その結果を姫路河川国道事務所長に提言をおこなうことを目的とする。

(組織等)

1. 準備会議の構成委員は、姫路河川国道事務所長が委嘱する。
2. 準備会議構成委員の任期は、流域委員会の発足をもって満了とする。

(情報公開)

準備会議の会議、会議資料、議事内容は、原則として公開とする。

(議長等)

準備会議には、議長及び副議長を置き、議長は会務を総括し、準備会議を代表する。また、議長不在の場合は、副議長がそれにあたる。

(議事)

1. 準備会議は、姫路河川国道事務所長が招集し、議長が運営を行うものとする。
2. 準備会議は、構成委員の二分の一以上をもって成立する。なお、構成委員の代理出席は認めない。

(事務局)

準備会議の事務局は、近畿地方整備局姫路河川国道事務所におく。

(雑則)

本規定に定めるもののほか、準備会議の運営に関し必要な事項は、準備会議において定める。

付則(施行期日)

この規約は、平成20年2月27日から施行する。